

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案及び

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
1	<p>地方公共団体の手数料の消防に係る分野に関して、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査のみが改正の対象となっているのはなぜか。完成検査等の手数料も増額するべきではないか。</p> <p>昨今の物価上昇を鑑みると、他の手数料（一般取扱所など）も同様に増額することが適当ではないのか。</p> <p>また、改正後は約20%程度の金額増となるが、この金額の根拠は何か？</p>	<p>今般の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る手数料の引上げは、「屋外貯蔵タンクの浮き屋根の安全対策について」（令和2年3月27日消防危第84号通知）により浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の安全対策が強化され、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る審査時間が増加している実態を踏まえて行うものです。標準手数料令別表第17の項及び第18の項により、設置の許可の申請に係る手数料に連動して消防法第11条第1項後段に基づく変更審査及び消防法第11条第5項に基づく完成検査に係る手数料も引き上げられます。</p> <p>また、各手数料について、直近の人件費、物件費等を反映した場合の額と現行の標準額の乖離を確認した上で、改正の可否を判断し、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査手数料等を改正することとしています。</p>	無
2	<p>高圧ガス保安法関係で、手数料標準令の46の項の口の柱書の最後に「（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十七条の四第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあっては、六千円）」のように付け加えたとあつたため、担当者の方に確認したところ、47の項（変更許可）の口の柱書の最後には付け加えないとのことでした。</p> <p>そうしますと、液石法の変更許可の場合、高圧ガス保安法の手数料は現状通りとなり、設置時の許可の手数料より、変更の許可の手数料が高くなることが発生すると考えられます。</p> <p>また、既存の高圧ガス製造施設の事業所に、新たに移動式製造設備（工業用+民生用）を設置した場合には、液石法で許可を受けた場合でも、高圧ガス保安法の手数料は、改正案のものとは適用されません。</p> <p>そのため、「（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十七条の四第一項及び同法第三十七条の四第三項において準用する同法第三十七条の二第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあっては、六千円）」を47の項にも付け加えた方がいいように考えます。</p>	<p>本手数料の標準額は、充てん設備に係る許可において液化石油ガス法にて審査する液化石油ガス法施行規則第64条第1項に規定する技術上の基準への適合について、当該充てん設備を移動式製造設備として高圧ガスの製造に使用する場合、高圧ガスの製造に係る許可における審査では、液化石油ガス法と同様に審査する必要はなく、液化石油ガス法における審査結果を確認することとして、手数料の低減を図るものになります。</p> <p>適用範囲の詳細に関しては、別途、経済産業省にて考え方等の提示がなされる予定です。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案及び

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
3	<p>本改正案では、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、「液化石油ガス法」）第37条の4の許可を受けた設備について、高圧ガス保安法第5条の許可を受ける際の手数料を減額することとしているが、液化石油ガス法の許可は設備ごとであるのに対して、高圧ガス保安法は、社会通念上の事業所を単位として許可することになる。</p> <p>そのため、複数の設備が同一事業所内に存する場合も許可申請としては1件となるが、改正条文（案）をそのまま読むと、1設備に対しての手数料とも読み取れる。</p> <p>改正趣旨がどちらにあるのか、明確にいただきたい。</p> <p>また、高圧ガス保安法では、設備を増設する際には、同法第14条に基づく許可となるが、この場合の手数料を定めなくてよいか、定めないとした場合、表中第47号ロ(11)「その他の場合」とするのか、考え方を示していただきたい。</p>	<p>本手数料の標準額は、充てん設備に係る許可において液化石油ガス法にて審査する液化石油ガス法施行規則第64条第1項に規定する技術上の基準への適合について、当該充てん設備を移動式製造設備として高圧ガスの製造に使用する場合、高圧ガスの製造に係る許可における審査では、液化石油ガス法と同様に審査する必要はなく、液化石油ガス法における審査結果を確認することとして、手数料の低減を図るものになります。なお、高圧ガス保安法は事業所ごとの許可としています。</p> <p>適用範囲の詳細に関しては、別途、経済産業省にて考え方等の提示がなされる予定です。</p>	無
4	<p>・「許可済みの場合」との記載がありますが、新しい充てん設備（移動式製造設備）を導入する際、同時に高圧ガス保安法と液石法で申請することとなるため、液石法37条の4第1項の許可済とはならないと考えますが、その場合も本改正の適用となるのでしょうか。</p> <p>・高圧ガス保安法と液石法の許可申請の考え方には違いがあり、既に移動式製造設備（充てん設備）を所有する施設において新しい移動式製造設備（充てん設備）を追加する場合は変更許可申請、液石法では新規許可申請となるため、標準手数料令46の項（ロ）及び47の項（ロ）に追加されるという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>・「移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの」との記載されていますが、本改正は従前の標準手数料例と同様に、定置式製造設備と移動式製造設備を所有する施設には適用されず、移動式製造設備のみを所有する施設にのみ適用されるという認識でお間違いないでしょうか。</p> <p>・完成検査については、6000円の3/4で4500円となるのでしょうか。</p>	<p>本手数料の標準額は、充てん設備に係る許可において液化石油ガス法にて審査する液化石油ガス法施行規則第64条第1項に規定する技術上の基準への適合について、当該充てん設備を移動式製造設備として高圧ガスの製造に使用する場合（移動式製造設備のみの使用の場合）、高圧ガスの製造に係る許可における審査では、液化石油ガス法と同様に審査する必要はなく、液化石油ガス法における審査結果を確認することとして、手数料の低減を図るものになります。</p> <p>新しい充てん設備（移動式製造設備）を導入する際、高圧ガス保安法と液化石油ガス法の許可申請を実質的に同時に行う場合においては、本改正手数料の適用となります。</p> <p>適用範囲の詳細に関しては、別途、経済産業省にて考え方等の提示がなされる予定です。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案及び

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
5	<p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令案について、以下意見を述べる。</p> <p>戸籍法関係、高圧ガス保安法関係、銃砲刀剣類所持等取締法関係、消防法関係は危険物取扱者試験の実施、危険物取扱作業の保安講習及び消防設備士試験の実施に関する手数料を除き賛成する。</p> <p>次に危険物取扱者試験の実施、危険物取扱作業の保安講習及び消防設備士試験の実施に関する手数料の改定について反対する。理由は次のとおりである。</p> <p>第1に、危険物取扱者試験、消防設備士試験ともに出願者数、受験者数、合格者数や合格率をみても、令和5年度と令和4年度の実績を比較しても大きな変動はみられない。受験者数等に著しい変動がみられない分、試験会場の増加や試験監督官の増員を図る必要はないものと思われ、それにかかるコスト増加も著しい増加が見込まれるとも考えられない。また、これらの試験はマークシート形式で行われることから採点作業も時間的に工数はかからないものと考えられ、両者の試験実施にかかる手数料を引き上げなければならないといった必要性は低いものと考えられる。</p> <p>第2に、危険物取扱作業の保安講習について、こちらも手数料を現行の4,700円から5,300円に引き上げる必要性はないものとする。先のコロナ禍により各種資格に係る研修や講習会は、オンラインによって実施される運びとなった。新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症とされた現在でも、会場での研修等を実施するものはあれどオンラインによる研修や講習会が開催されているものもある。たとえば、社会保険労務士のように、倫理研修がオンラインで行われているのが代表例であろう。</p> <p>このように、講習会や研修といったものもオンラインによって実施することができるのであるから、必ずしも講習会会場を確保し、受講者を当該会場に集め講習会を実施する実益は低くなりつつあるのではないだろうか。研修会、講習会をオンラインによる実施とすれば、会場を借りるための労力や経費は削減できるのであるから、今回挙げられている危険物取扱作業の保安講習の手数料を引き上げる必要はないものとする。</p> <p>以上より、危険物取扱者試験の実施、危険物取扱作業の保安講習及び消防設備士試験の実施に関する手数料の見直しに反対し、それ以外の手数料見直しについては賛成する。</p>	<p>危険物取扱者試験及び消防設備士試験の手数料額の引上げは、現行額を定めた平成29年度以降の職員単価の上昇による人件費の増加、物価上昇による試験問題の運搬費等の物件費の増加、感染症対策と受験者の利便性向上のための試験回数の増による会場費の増加等を踏まえて行うものです。</p> <p>なお、危険物取扱者試験については、平成29年度の手数料額の見直し以降、令和4年度までの間に、受験者数が約20%減少しており、受験生1人当たりに係る経費が増加しているほか、消防設備士試験については、マークシート形式の試験に加え、実技試験（製図等）を実施していますが、その採点時間が増加しています。</p> <p>両試験事務の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p> <p>今般の危険物取扱作業の保安講習の手数料の引上げは、感染症対策及び受験者の利便性向上の観点から講習実施回数が増加している実態や物価上昇による経費の増加等を踏まえて行うものです。また、保安講習は令和4年度から本格的にオンラインによる講習を導入していますが、すべての都道府県においてオンラインによる講習が実施されているものではなく、また、オンラインによる受講が難しい受講者もいることから引き続き対面講習を維持しております。</p> <p>保安講習の安定的な実施のため、手数料額の引上げに御理解を賜りますようお願いいたします。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案及び

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
6	<p>【該当箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手数料を徴収する事務名 移動式製造設備のみを使用して高圧ガスを製造するもの（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可済の場合） ・改定後金額 6,000 <p>【意見】</p> <p>(1)手数料を徴収する事務名について 移動式製造設備以外の設備も使用している事業者において、移動式製造設備のみの製造の変更の許可を行う場合、改正案ではその対象から外れてしまうことから、「高圧ガスの製造にかかる許可で移動式製造設備のみにかかるもの」のような文言が望ましい。</p> <p>(2)改定後金額について 製造能力等によっては、現行の規程より手数料が上がることになるため、「第46号又は第47号の金額欄のイ又はロで定める金額と六千円のいずれか低い額」のような文言が望ましい。</p> <p>また、同様に第50号（完成検査）の金額欄において、「（高圧ガス保安法第五条第一項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十七条の三第一項の完成検査を受け、同法第三十七条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、六千円）」となっているが、「（高圧ガス保安法第五条第一項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十七条の三第一項の完成検査を受け、同法第三十七条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、それぞれ当該手数料の金額の四分の三に相当する金額と六千円のいずれか低い額）」のような文言に改定されたい。</p>	<p>本手数料の標準額は、充てん設備に係る許可において液化石油ガス法にて審査する液化石油ガス法施行規則第64条第1項に規定する技術上の基準への適合について、当該充てん設備を移動式製造設備として高圧ガスの製造に使用する場合、高圧ガスの製造に係る許可における審査では、液化石油ガス法と同様に審査する必要はなく、液化石油ガス法における審査結果を確認することとして、手数料の低減を図るものになります。</p> <p>適用範囲の詳細に関しては、別途、経済産業省にて考え方等の提示がなされる予定です。</p>	無
7	<p>戸籍謄本の取得の手数料等は、コンビニでマイナンバーカードで取得しても、役所でマイナンバーカード以外の本人確認書類で窓口で依頼しても、同額であると認識しています。後者の場合は、窓口の作業が明らかに存在しているかと思えます。また、本邦でマイナンバー、デジタルの利活用の観点から、それらを使った手数料等にあって差をつけることにより、デジタルの利活用につながるようになるように誘導するようにしたほうがいいのではないかと思います。</p>	<p>新たに定められた戸籍／除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る事務については、手数料の徴収対象とならない方法の1つとして、情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を使用する方法（ただし、戸籍／除籍電子証明書提供用識別符号の発行が、電子情報処理組織により自動的に特定したものを情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を通じて行われる場合に限る。）を総務省令で規定することとしているところ、これは、発行に要する経費を踏まえ、オンライン手続を促進する観点で規定するものです。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案及び

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
8	<p>意見 1 別紙 1（概要）にある「戸籍電子証明書提供用識別符号の発行」というのは、法務省ホームページ（戸籍法が改正されてできるようになること[PDF：174KB]、URLはhttps://www.moj.go.jp/content/001295591.pdf）に記載のある「オンライン上で行政手続をする際に利用可能な戸籍の証明書として、新たに、「戸籍電子証明書」を発行可能とします（新戸籍法第120条の3）」の「戸籍電子証明書の発行」と同じことを言っていますか？「戸籍電子証明書提供用識別符号」という私たち国民にはただでさえ理解しにくい表記なので、よく理解できていません。マイナポータルを使って私たちが便利になるのはいいことだと思っていますが、表現・表記が理解しにくくて難儀です。市区町村役場の職員さんが理解できないのではないかと不安に思っています。</p> <p>意見 2 別表の戸籍法のところの2段目「戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務（電子情報処理組織を使用する方法で請求（略）を行う場合（総務省令で定める）（略））」は手数料を徴収しない。」とあります。 私たち国民は、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行の請求を「電子情報処理組織を使用する方法」以外の方法で請求することができるのでしょうか？書き方が難しく理解できません。前期の意見と同じですが、市区町村役場の職員さんがちゃんとできるのか不安です。</p> <p>意見 3 同じく別表の2段目の記載ですが、「戸籍電子証明書提供用識別符号の発行の請求」を、「同一事項の戸籍謄本等と同時に請求する場合」というのがわかりません。 請求の方法として、「戸籍電子証明書提供用識別符号の発行の請求」は「マイナポータル」で行うと理解しているのですが、私は現在戸籍謄本の請求は、市区町村役場の窓口に行ったり、コンビニエンスストアでの交付を受けています。 「同一事項の戸籍謄本等と同時に請求する」というのはどうやってやればいいのでしょうか？市区町村役場の職員さんは理解できていますか？不安です。</p> <p>以上、意見を述べさせていただきました。</p>	<p>意見 1 について 「戸籍電子証明書の発行」とは、戸籍電子証明書（電子的に戸籍情報を証明したものを）を行政機関等に提供することで、「戸籍電子証明書提供用識別符号の発行」とは、戸籍電子証明書の請求者に対して、戸籍電子証明書提供用識別符号（行政機関等に戸籍電子証明書を提供するために必要となる符号）を発行することです。 なお、制度の周知・広報につきましては、法務省において適切に行ってまいります。</p> <p>意見 2 について 電子情報処理組織を使用する方法によるほか、市区町村の窓口で請求することもできます。</p> <p>意見 3 について 市区町村の窓口で戸籍／除籍電子証明書提供用識別符号と同一事項の戸籍の謄本等を同時に請求する場合を想定しております。</p>	無
9	よいと思います。	賛成意見として承ります。	無
10	<p>符号に手数料が発生するのなら、戸籍証明書を紙で発行した方がよくなる。戸籍の内容を確認できるからだ。結果、紙無駄、DXとは逆になる。 また、実際の運用は、令和六年度末なのに、何故、令和6年3月1日施行なのか？意味がわからない。100歩譲って、4月1日施行ではないのか？</p>	<p>紙の戸籍証明書等により戸籍の内容を確認し、戸籍／除籍電子証明書提供用識別符号を利用して行政手続を行うことを想定しているところ、両者を同時に請求する場合については、戸籍証明書等の交付に係る手数料のみ徴収することとしております。 また、施行期日については、年度末や年度当初の住民異動の集中時期を避け、関連するシステムとの情報連携を開始する時期等を踏まえ、令和6年3月1日と定めたものです。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案及び

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
11	<p>浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査手数料について、積算根拠（改正前との比較）を開示頂きたい。</p>	<p>浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査手数料の積算根拠は以下のとおりです。今回の見直しは、「屋外貯蔵タンクの浮き屋根の安全対策について」（令和2年3月27日消防第84号通知）により浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の安全対策が強化され、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る審査時間が増加している実態を踏まえて行なうものです。</p> <p>【例：危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の場合】 (新) 見直し後金額（端数処理後）：1,450,000円 内訳 人件費：1,132,336円、物件費：318,018円 (旧) 現行金額（端数処理後）：1,180,000円 内訳 人件費：881,020円、物件費：294,284円</p>	無
12	<p>戸籍謄抄本と除籍謄抄本の手数料は同じ額でよいと思います。なぜ、450円と750円なのでしょう。</p>	<p>除籍謄抄本の交付事務に係る手数料については、戸籍謄抄本の交付事務と比較して、主に窓口対応や証明書の作成に係る人件費が多く発生することを踏まえて、戸籍謄抄本の交付事務に係る手数料より高い金額を設定しています。</p>	無
13	<p>戸籍はほぼシステム管理されているので、紙の時代と同じ金額でなく安くしてもいいのではないかと。また、同様にシステム管理しているので、戸籍も除籍も手数料は同額にしてはどうか。</p>	<p>手数料の標準額は、窓口対応や証明書の作成に係る人件費やシステム経費等の物件費など事務を行うに当たり必要な経費を踏まえて適切な金額を設定しています。</p>	無
14	<p>・複数のバルクローリーを充てんに使用する場合、液化石油ガス法ではそれぞれのバルクローリーごとに第37条の4第1項の許可を取得する必要がある。一方、高圧法では、既に他施設で高圧ガス製造許可を取得している者が、バルクローリーを充てんに使用しようとする場合には、高圧法第14条第1項の規定に基づく変更の許可を取得する必要がある。</p> <p>よって、現在の改正案は、他施設で高圧ガス製造許可を取得していない者が、バルクローリーを充てんに使用しようとして初めて高圧ガス製造許可を取得する際にのみ手数料低減が適用されるが、その後の車両更新や車両追加の際には適用されないため、極めて効果が少ない不完全な内容となっている。</p> <p>以上のことから、液化石油ガス法上の許可を受けたバルクローリーについて高圧法上の許可申請に対する審査手数料を低減するという目的のためには、高圧法第14条第1項の規定に基づく変更の許可に係る事務手数料である手数料標準令の47の項の口の柱書にも、46の項の口の柱書と同様の変更を行い、車両更新や車両追加の際にも手数料低減が適用されるようにすべきである。</p>	<p>本手数料の標準額は、充てん設備に係る許可において液化石油ガス法にて審査する液化石油ガス法施行規則第64条第1項に規定する技術上の基準への適合について、当該充てん設備を移動式製造設備として高圧ガスの製造に使用する場合、高圧ガスの製造に係る許可における審査では、液化石油ガス法と同様に審査する必要はなく、液化石油ガス法における審査結果を確認することとして、手数料の低減を図るものになります。</p> <p>適用範囲の詳細に関しては、別途、経済産業省にて考え方等の提示がなされる予定です。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案及び

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
15	<p>手数料の標準額の見直しが行われる高圧ガス保安法関係について、以下の3項目をお問い合わせします。</p> <p>1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項で許可済の場合、手数料は6,000円と改定される予定ですが、工業用と民生用の兼用バルクローリー等（充てん設備）で高圧法と液石法に関する許可申請を同時に行う場合、手数料はどのように考えればよいでしょうか。</p> <p>2 許可済である確認の根拠資料として求めるものは許可書の写し等を想定されているでしょうか。</p> <p>3 液石法で許可済のバルクローリー等（充てん設備）が現に廃止されている場合はどのように考えればよいでしょうか。また、廃止の有無についてどのように確認すべきでしょうか。</p>	<p>1. については、新しい充てん設備（移動式製造設備）を導入する際、高圧ガス保安法と液化石油ガス法の許可申請を実質的に同時に行う場合においては、本改正手数料の適用となります。</p> <p>2 及び3の御意見のような高圧ガス保安法の運用を含め、適用範囲の詳細に関しては、別途、経済産業省にて考え方等の提示がなされる予定です。</p>	無
16	<p>高圧ガス保安法関係</p> <p>1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液石法」という。)では、1台ごとの許可であるが、高圧ガス保安法では、事業所ごとの許可であるため、2台以上であっても1件の許可として扱っている。改正案の改定後金額は1台当たりの金額との理解でよいか。</p> <p>2 高圧ガス保安法上の新規の許可である場合、即ち標準事務46の口の区分、及び増車による変更許可の場合、同47の口の区分のどちらにも適用されるとの理解でよいか。</p> <p>3 定置式製造設備を有する事業所の場合、即ち標準事務46のイの区分、及び同47のイの区分の場合は、適用されないとの理解でよいか。</p> <p>4 標準事務50の完成検査の手料は、液石法の完成検査を先に受け合格した場合は括弧内の適用により6,100円となり、そうでない場合は本文適用により4,500円でよいか。</p> <p>5 移動式製造設備の配管等の変更工事など処理量の変更を伴わない場合は、標準事務47の口(11)の金額3,200円が適用されるのか。</p>	<p>1. については、事業所ごとの申請であることに変わりはなく、1申請あたりの金額となります。</p> <p>2～4 については、適用範囲の詳細に関しては、別途、経済産業省にて考え方等の提示がなされる予定です。</p> <p>5. については、ご意見のとおりです。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案及び

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
17	<p>該当箇所</p> <p>・戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合（総務省令で定める）『及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。』）</p> <p>※『』部分</p> <p>→政策的判断において同一事項の戸籍証明書等との同時請求は無料にするという趣旨は理解できるが、自治体窓口において、同時だったら無料であるとの説明がなかった等トラブルも考えられる。戸籍電子証明書及び戸籍電子証明書提供用識別符号がどういったものかということも含め、国民に対してわかりやすい説明を十分お願いしたい。</p> <p>・その他意見</p> <p>標準手数料政令の改正中、戸籍法関係は令和6年3月1日に施行される。政令改正を受け各自治体はそれぞれの手数料条例を改正することになるが、議会の議決を受ける必要があるため、今回の手数料条例改正はスケジュール的に余裕がない状況である。そのような事情をご理解いただきたい。</p>	<p>制度の周知・広報につきましては、法務省において適切に行ってまいります。</p> <p>なお、施行期日は、年度末や年度当初の住民異動の集中時期を避け、関連するシステムとの情報連携を開始する時期等を踏まえ、令和6年3月1日と定めたものであり、御理解賜りますようお願いいたします。</p>	無

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案及び

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見	ご意見に対する考え方	政令案への反映の有無
18	<p>「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。</p> <p>(該当箇所)</p> <p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案 四十六 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可に関する事務 下欄口（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査）</p> <p>(意見)</p> <p>四十七下欄イ及びロについても、四十六下欄口と同様の変更（手数料の緩和措置）が必要と考えられる。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液石法では、それぞれの充てん設備ごとに第37条の4第1項の規定による許可を受ける必要がある。その一方で、高圧法では既に高圧ガス製造許可を受けた者が高圧法の移動式製造設備を追加・更新する場合、法14条第1項の規定による変更の許可を受ける必要がある。 ・現在の政令改正案では、手数料の緩和措置の適用が高圧ガス製造（新規）許可を受ける場合のみである。このため、移動式製造設備の車両更新や追加の場合、変更許可に係る審査内容が当該設備の新規設置の場合と同一であるにもかかわらず、製造変更許可の場合には緩和措置が適用されないこととなる。 ・このことから、液石法上の許可を受けたバルクローリーに係る手数料の緩和措置の変更については、四十六下欄口（高圧法第5条第1項の規定に基づく製造の許可の許可に係る事務手数料）に加え、四十七下欄イ及びロ（高圧法第14条第1項の規定に基づく変更の許可に係る事務手数料）についても同様の緩和措置を行う必要がある。 	<p>本手数料の標準額は、充てん設備に係る許可において液化石油ガス法にて審査する液化石油ガス法施行規則第64条第1項に規定する技術上の基準への適合について、当該充てん設備を移動式製造設備として高圧ガスの製造に使用する場合、高圧ガスの製造に係る許可における審査では、液化石油ガス法と同様に審査する必要はなく、液化石油ガス法における審査結果を確認することとして、手数料の低減を図るものになります。</p> <p>適用範囲の詳細に関しては、別途、経済産業省にて考え方等の提示がなされる予定です。</p>	無
19	<p>戸籍法の一部改正の規定を踏まえた所要の規定の整備が行われましたが、戸籍法に係る手数料について、改定なしの手数料を含めた改定後の金額の算出根拠をお示し願いたい。</p>	<p>戸籍法関係の手数料の標準額は、基本的には、窓口対応や証明書の作成に係る時間を踏まえた人件費及び必要となる物件費に基づいて設定しています。今回新たに定める戸籍/除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務に係る手数料については、戸籍/除籍謄抄本等の交付事務に係る手数料と比べて窓口対応の時間が短縮されることを想定し、それぞれ400円、700円としています。</p>	無